

一般財団法人大学教育質保証・評価センター
大学機関別認証評価

実施大綱

2019年8月

目次

1	評価の目的	1
2	評価の基本的な方針	1
3	大学評価基準の構成	1
4	評価の実施体制	2
5	評価の実施方法	3
6	評価結果の公表	4
7	再度の評価	4
8	情報公開	4
9	評価の申請とスケジュール	4
10	評価費用	5
11	評価システムの改善	5

はじめに

大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものと定められています^{1,2}。このような使命を全うするため、大学は自らが実施する教育研究等について点検及び評価を行いその結果を公表することにより、教育研究の水準の向上に努め、社会との信頼関係を築いていく責任を負っています^{3,4,5}。

大学教育質保証・評価センター（以下「センター」という。）は、大学の教育研究の質の保証及び向上の取組みは大学自身の責任であることを自覚し、その活動に真摯に取り組む大学に対し、大学機関別認証評価（以下「認証評価」という。）の理念に則り、大学が行う教育研究の質を保証するための評価を行い、またその評価を通じて大学の教育研究の質の向上に資することを目的として認証評価を実施します。

1 評価の目的

センターが、大学の求めに応じて実施する認証評価（以下「本評価」という。）の目的は、以下のとおりです。

- (1) 大学の教育研究の質を保証すること
- (2) 大学の教育研究の水準の向上に資すること
- (3) 大学の教育研究の特色の進展に資すること
- (4) 大学の教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証¹」という。）の実質化を促すこと

2 評価の基本的な方針

センターは以下の基本的な方針に基づいて本評価を実施します。

(1) 第三者評価による厳格な教育研究等の質の保証

大学が自ら行う点検・評価の妥当性について、第三者による厳格な評価を行い、大学の教育研究等の質を保証します。

(2) 内部質保証の実質化の促進

大学が自ら行う点検及び評価に対し、その方法の妥当性に関する指摘を行うことにより、大学の自己点検・評価の実効性を高め、大学の内部質保証の実質化を促進します。

(3) 本評価以外の大学評価結果の活用

専門分野別の第三者評価や大学を設置する法人に関する評価など、大学を対象とした種々の評価制度における、大学の教育研究の質の保証及び向上に関する評価結果を活用し、効率的かつ効果的な認証評価を実施します。

3 大学評価基準の構成

本評価の大学評価基準は、以下の3つの基準で構成されています。また、各基準にはそれぞれ評価の指

¹内部質保証

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、点検及び評価を行うに当たっては、適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えたうえで、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表します。これらの活動に組織的に取り組み、大学の教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを内部質保証とします。

針を定めています。

基準 1 基盤評価：法令適合性の保証

基準 1 では、基盤評価として、大学が行う点検及び評価の内容について、法令適合性を保証する観点から評価します。この評価は、「学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」において、認証評価を行うものとして定められている事項⁶（以下「評価事項」という。）について行います。

評価事項のうち、内部質保証（教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。）を、特に重点的に評価します。

基準 1 の評価の指針では、それぞれの評価事項で行う評価の趣旨を示した上で、大学が参照することとなる関係法令等を示しています。

基準 2 水準評価：教育研究の水準の向上

基準 2 では、水準評価として、大学が行う自己の水準分析の内容について、教育研究の水準の向上に資する観点から評価します。

評価にあたっては、情報を体系的、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認します。

基準 2 の評価の指針では、評価に付す根拠資料・データを例示し、評価の方法を示しています。

基準 3 特色評価：特色ある教育研究の進展

基準 3 では、特色評価として、大学が行う特色ある教育研究の内容について、その進展に資する観点から評価します。

評価にあたっては、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認します。

基準 3 の評価の指針では、評価に付す根拠資料・データを例示し、評価の方法を示しています。

4 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、我が国の大学の評価に関し識見を有する者からなる認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に個別の大学の評価を実施する評価実施チームを編成します。

評価実施チームを構成する評価委員は、本評価を受審する大学（以下「受審大学」という。）の教育研究の基本となる組織やその内容に応じて、各教育研究分野の専門家及び大学評価の有識者から選定します。評価委員が、本評価の意義と特徴を理解し評価を効果的に実施できるように、評価委員に対して本評価の目的や方法等についての研修を行います。

なお、受審大学の関係者は当該大学の評価実施チームに加わらないこととし、また受審大学の関係者が評価委員会の委員である場合は、当該大学の議事の議決に加わらないこととします。

5 評価の実施方法

本評価は、以下のプロセスで行われます。

(1) 受審大学が行う自己点検・評価のプロセス

① 点検評価ポートフォリオの作成

受審大学は、大学評価基準の3つの基準に対する点検評価資料等で構成される点検評価ポートフォリオを、別に定める「点検評価ポートフォリオ作成要項」に従って作成します。点検評価ポートフォリオの作成に際しては、専門分野別の第三者評価の資料や大学を設置する法人に関する評価の資料等を活用することができます。

(2) センターにおける評価のプロセス

① 書面評価（大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析）

評価実施チームは大学から提出された点検評価ポートフォリオに基づき、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析を行います。また、必要がある場合は、設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握します。

② 実地調査（大学の教育研究活動等の状況についての実地調査）

実地調査では、点検評価ポートフォリオの内容を踏まえ、大学の責任者を含む自己点検・評価の関係者（以下「自己評価関係者」という。）との面談により、大学の教育研究活動等の状況について調査します。その際、必要に応じて教職員や学生からの意見聴取が行われます。

③ 関係者からの意見聴取（高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取）

さらに実地調査では、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者が参加する評価審査会を開催し、特色ある教育研究の進展、内部質保証に関する取組みなど、重要と考えられるテーマについて、評価実施チームが意見聴取等を行います。

④ 評価結果の作成

実地調査終了後、評価実施チームは点検評価ポートフォリオ及び実地調査における意見聴取等の内容について分析を行い、評価結果（原案）を作成します。評価結果（原案）は、評価委員会において審議され、評価結果（案）として受審大学に通知されます。

(3) 各基準の評価及び評価結果

基準1

「基準1に関する評価の指針」の各事項に照らして、大学が法令に適合し、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保していると確認できた場合、基準を満たすと判断します。その上で、優れた点を明示し、改善を要する点があれば指摘します。

ただし、改善を要する点について改善の見通しが明らかでない事項がある場合、または重点評価項目である内部質保証（教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事）についての取組みが不十分な場合、基準を満たさないと判断します。

基準2

「基準2に関する評価の指針」に照らして評価を行い、大学から示された取組みの優れた点を明示し、

改善を要する点を指摘した上で、教育研究の水準の向上に努めていることが確認できた場合、基準を満たすと判断します。

基準3

「基準3に関する評価の指針」に照らして評価を行い、大学から示された取組みの優れた点を明示し、改善を要する点を指摘した上で、特色ある教育研究の進展に努めていることが確認できた場合、基準を満たすと判断します。

評価結果

すべての基準を満たしている場合、大学評価基準を満たしていると判断します。

(4) 受審大学からの意見申立てと評価結果の確定

受審大学は評価結果(案)を確認し、必要に応じて意見申立てを行うことができます。受審大学から意見申立てが行われた場合、意見申立審査会において対応を審議し、その対応案を評価委員会に報告します。評価委員会は、対応案の審議を経て対応を決定し、評価結果を確定します。

6 評価結果の公表

評価結果は、受審大学に通知すると同時に、センターのウェブサイトに掲載し、広く社会に公表します。

受審大学は、点検評価ポートフォリオを大学のウェブサイト等で公表します。

なお、大学からの要請がある場合には、評価結果の内容に基づき、大学を設置する法人の評価に提供できる資料を作成します。

7 再度の評価

評価結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学が、再度の評価を希望する場合は、センターは大学の求めに応じて評価を実施します。

8 情報公開

センターは、学校教育法施行規則第169条第1項第1号から第8号までに規定する事項を、センターのウェブサイトに掲載し公表します。

9 評価の申請とスケジュール

(1) 評価の申請

本評価の受審を希望する大学は、評価を実施する前年度(非会員は前々年度)の11月末までに、別に定める様式に従って、センターに申請することが必要です。センターは、大学から申請が行われた場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく当該大学の評価を実施します。

(2) 評価のスケジュール

別表1を参照

10 評価費用

評価手数料、評価手数料の納付手続き、その他評価手数料に係る事項については、それぞれ別に定めるところによります。

11 評価システムの改善

センターは、大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を踏まえて適宜評価システムの改善を図ります。

大学評価基準や評価方法など評価に係る重要事項を変更する場合には、事前に関係者に対し意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ決定します。

別表 1 評価のスケジュール

年度	時期	スケジュール	内容
評価実施 の前年度	6月	認証評価説明会	本評価の特徴、方法等を説明します。
	11月末まで (※)	評価の申請	大学からの申請を受け付けます。
評価実施 年度	5月	点検評価ポートフォリオの 提出	大学は5月末までに点検評価ポートフォリオをセ ンターに提出します。
	6月 ～1月	センターにおける評価の実 施	センターは大学から提出された点検評価ポートフ ォリオ等に基づき書面評価、実地調査等を行い、評 価結果(案)を作成します。
	2月	評価結果(案)の通知 意見申立て	評価結果(案)を大学に通知します。 大学は評価結果(案)に対して意見がある場合は意 見申立てを行います。
	3月	評価結果の確定と公表	意見申立てに対する審議を経て、評価委員会は対 応を決定し、評価結果を確定して公表します。

(※) 非会員は前々年度の11月末までの申請が必要です。

1 教育基本法 第7条 第1項

大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 学校教育法 第83条

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

3 学校教育法 第109条 第1項

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

4 学校教育法施行規則 第172条の2

大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

一 大学の教育研究上の目的及び第165条の2第1項の規定により定める方針に関すること

二 教育研究上の基本組織に関すること

三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること

七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

3 第1項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図るこ

とができる方法によつて行うものとする。

5 学校教育法施行規則 第165条の2

大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。

- 一 卒業の認定に関する方針
- 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
- 三 入学者の受入れに関する方針

2 前項第2号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。

6 学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 第1条 第2項 第1号

1 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。

- イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
- ロ 教員組織に関すること。
- ハ 教育課程に関すること。
- ニ 施設及び設備に関すること。
- ホ 事務組織に関すること。
- ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。
- ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
- チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
- リ 財務に関すること。
- ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。